

週刊 企業経営**WEB MAGAZINE**
マガジン

発行 税理士法人優和

1

ネットジャーナル**Weeklyエコノミスト・レター 2012年10月15日号**中期経済見通し(2012~2022 年度)
~険しい経済正常化への道のり**経済・金融フラッシュ 2012年10月12日号**9月マネー統計
投資信託の下落率が最大に

2

経営TOPICS**統計調査資料**月例経済報告
平成 24 年 10 月

3

経営情報レポート消費者とのトラブルから企業を守る！
消費者法の理解と企業における対応策

4

経営データベース**ジャンル:労務管理** サブジャンル:メンタルヘルス対策会社全体で取り組むべきメンタルヘルス対策
現場単位で取り組むべきメンタルヘルス対策

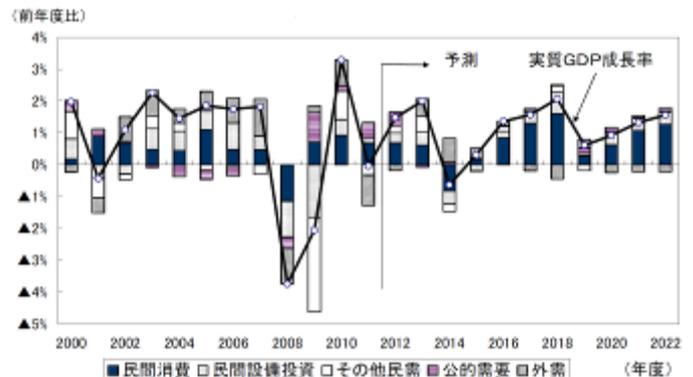
中期経済見通し(2012~2022年度) ~険しい経済正常化への道のり

要旨

- 1 世界経済はリーマン・ショック後に各国が財政・金融政策を総動員したことにより回復を続けてきたが、ここに至りて停滞色を強めている。
- 2 欧州に続き日本も景気後退局面入りしている可能性が高いが、各国が協調を進めることによってリーマン・ショック時のような急激な落ち込みは回避され、2010年代半ばに向けて世界経済は持ち直しに向かうことが見込まれる。
- 3 今後10年間の世界経済は引き続き新興国が牽引役となり、2022年には新興国の経済規模(ドルベース)は先進国にほぼ等しくなる。ただし、新興国でも高齢化の影響から成長率の鈍化は避けられない。世界経済の成長率は巡航速度を取り戻す2010年代半ば以降でも4%程度にとどまるだろう。

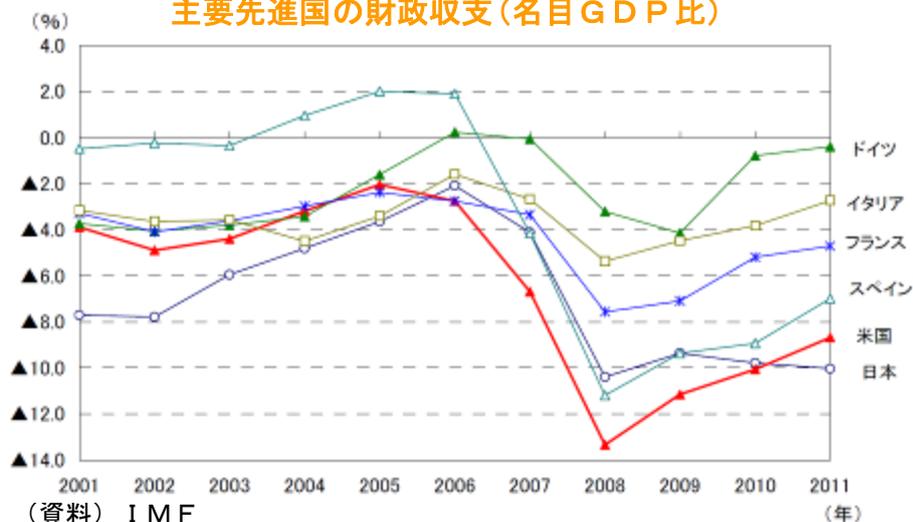
- 3 2022年度までの10年間の日本の実質GDP成長率は平均1.1%と予想する。消費増税の相当部分は、景気悪化による税収の落ち込みにより相殺されてしまうため、国・地方の基礎的財政収支を2015年度に2010年度比で半減、2020年度に黒字化するという政府目標は達成されない可能性が高い。

株価の変動(QE直前と15営業日後の比較)



(資料) 内閣府経済社会総合研究所
「国民経済計算年報」

主要先進国の財政収支(名目GDP比)



9月マネー統計

～投資信託の下落率が最大に

要旨

1 貸出動向:5ヵ月連続で伸び率が拡大

日銀が発表した9月の貸出・資金吸収動向等によると、銀行貸出（平残）の伸び率は対前年 1.2%（前月は同 1.1%）と09年10月以来の高い伸び率になった。伸び率拡大は5ヵ月連続と増勢が徐々に強まってきている。業態別では、地銀が前年比 2.8%、都銀等が同▲0.3%と、依然地銀優勢の状況が続いている。

電力会社向けや M&A 絡みの資金需要が続いているとみられるほか、被災地での復興関連需要も地域間格差が出てきたとはいえ全体として堅調を維持している。また、長らく減少を続けてきた中小企業のマイナス幅が近頃縮小してきている点も明るい材料だ。

2 マネタリーベース: 再び過去最高を更新

日銀による資金供給量（日銀当座預金＋市中のお金）を示す9月のマネタリーベース（平残）伸び率は前年比 9.0%（前月は同 6.5%）と拡大、7ヵ月ぶりの高い伸びとなった。日銀当座預金の伸び率が前年比 27.6%（前月は同 18.0%）と拡大し、マネタリーベースを押し上げた。季節調整済み前月比年率の伸び率で見ても 45.4%と大幅なプラスに。水準では、マネタリーベース残高（平残）が 124.3 兆円、当座預金残高が 39.2 兆円と、ともに2ヵ月ぶりに過去最高を更新した。

9月の過去最高更新は、日銀が資産買入

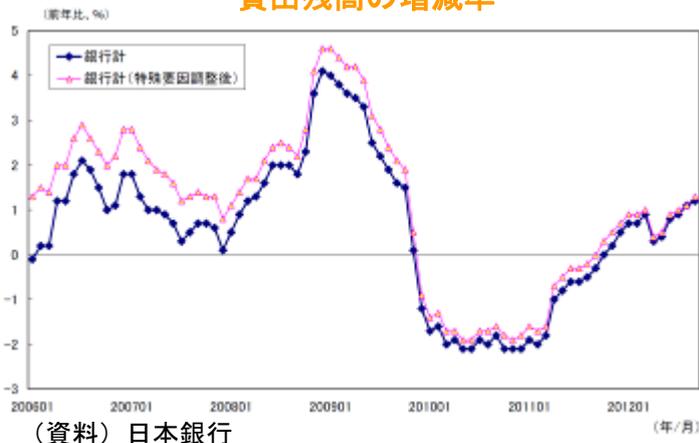
れ等によって潤沢な資金供給を行っているうえ、国債の大量償還が重なった影響である。今後も資産買入れ等基金による資金供給が続くため、マネタリーベースは増加基調を維持し続ける見通し。

3 マネーストック:投資信託の下落率が最大に

通貨供給量の代表的指標である9月のM2（現金、国内銀行などの預金）平均残高の伸び率は前年比 2.4%（前月も同じ）、M3（M2 にゆうちょ銀など全預金取扱金融機関の預貯金を含む）は同 2.0%（前月は 2.1%）とともに前月からほぼ横ばいとなった。M3 に投信や外債などを含めた広義流動性の伸び率は前年比 0.7%（前月改定値は同 0.3%）と伸び率をやや拡大したものの依然低水準に留まっている。

普通預金など預金通貨（季節調整済み）の前月差を見ると6月以降純流入が顕著になっており、残高（季節調整済み）は4ヵ月連続で過去最高を更新し続けている。

貸出残高の増減率



月例経済報告

平成 24 年 10 月

概 況

1 我が国経済の基調判断

景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。

- 生産は、減少している。輸出は、弱含んでいる。
- 企業収益は、持ち直しているが、頭打ち感がみられる。設備投資は、一部に弱い動きもみられるものの、緩やかに持ち直している。
- 企業の業況判断は、製造業を中心に慎重さがみられる。
- 雇用情勢は、依然として厳しさが残るものの、改善の動きがみられる。
- 個人消費は、おおむね横ばいとなっているが、足下で弱い動きがみられる。
- 物価の動向を総合してみると、下落テンポが緩和しているものの、緩やかなデフレ状況にある。

先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれる。その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高い。こうしたなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要である。

2 政策の基本的態度

政府は、大震災からの復興と景気の下振れ回避に万全を期すとともに、我が国経済にとって当面の最大の課題であるデフレ脱却に向け、日本銀行と一体となって、断固として取り組む。また、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐとともに、切れ目ない政策対応を行う。

デフレ脱却に向けては、適切なマクロ経済政策運営とともに、デフレを生みやすい経済構造を変革することが不可欠である。このため、政府として、平成 25 年度までを念頭に、「モノ」「人」「お金」を動かす観点から政策手段を動員する。日本銀行に対しては、政府との緊密な情報交換・連携の下、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続するよう期待する。

日本銀行は、9月19日、資産買入等の基金の増額等を決定した。

1 消費・投資などの需要動向

個人消費は、おおむね横ばいとなっているが、足下で弱い動きがみられる。

個人消費は、おおむね横ばいとなっているが、足下で弱い動きがみられる。消費者マインドは、おおむね横ばいとなっている。実質雇用者所得は、底堅く推移している。需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、8月は前月から増加したものの、3ヵ月移動平均では減少した。

個別の指標について、最近の動きをみると、「家計調査」（8月）では、実質消費支出は前月から増加し、「除く住居等ベース」でも前月から増加した。販売側の統計をみると、小売業販売額（8月）は前月から増加した。新車販売台数（9月）は、前月から減少した。家電販売は、おおむね横ばいとなっている。旅行は、増加傾向にある。外食は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、安定的な雇用・所得環境のなか、横ばい圏内で推移すると期待されるものの、当面、自動車販売の弱い動きにより下押しされることが懸念される。

設備投資は、一部に弱い動きもみられるものの、緩やかに持ち直している。

設備投資は、一部に弱い動きもみられるものの、緩やかに持ち直している。これを需要側統計である「法人企業統計季報」でみると、2011年10－12月期に大幅に増加した後、2四半期連続で減少した。2012年4－6月期については、製造業では増加し、非製造業では減少した。機械設備投資の供給側統計である資本財出荷は、このところ弱含んでいる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」（9月調査）によれば、2012年度設備投資計画は、製造業では2年連続の増加、非製造業では5年ぶりの増加となり、全産業では5年ぶりの増加が見込まれている。設備過剰感は、おおむね横ばいとなっている。また、「法人企業景気予測調査」によれば、2012年度設備投資計画は、大企業製造業、大企業非製造業ともに増加が見込まれている。先行指標をみると、機械受注は、このところ弱含んでいる。建築工事費予定額は、このところ横ばいとなっている。

先行きについては、復興需要等を背景として、持ち直し傾向で推移することが期待される。ただし、世界景気の減速や生産の減少等の影響に留意が必要である。

住宅建設は、このところ横ばいとなっている。

住宅建設は、復興需要もあって、持ち直してきたが、このところ横ばいとなっている。持家、貸家の着工はおおむね横ばいとなっている。分譲住宅の着工は持ち直している。総戸数は、8月は前月比2.1%増の年率88.8万戸となった。総床面積も、おおむね総戸数と同様の動きをしている。

首都圏のマンション総販売戸数は、持ち直している。

先行きについては、雇用・所得環境が安定的に推移するなかで、復興需要もあって、底堅く推移することが期待される。ただし、建設労働者の需給状況に注視が必要である。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資の関連予算をみると、国の平成23年度予算では、補正予算において約4.0兆円の予算措置を講じることとしたため、補正後の公共投資関係費は前年度を上回った。平成24年度一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算では、公共事業関係費について前年度当初予算比6.6%増としている。平成24年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.2%増としている。

2012年9月の公共工事請負金額は前年を下回った。2012年8月の公共工事受注額は前年を上回った。先行きについては、関連予算の執行により、強めの動きとなることが見込まれる。

輸出は、弱含んでいる。輸入は、横ばいとなっている。貿易・サービス収支の赤字は、横ばいとなっている。

輸出は、世界景気の減速等を背景に、弱含んでいる。地域別にみると、アジア向けの輸出は、弱含んでいる。アメリカ向けの輸出は、このところ横ばいとなっている。EU向けの輸出は、緩やかに減少している。先行きについては、当面、世界景気の減速等の影響が続くことが懸念される。輸入は、横ばいとなっている。アメリカからの輸入は、緩やかに増加している。EUからの輸入は、横ばいとなっている。先行きについては、底堅く推移することが見込まれる。

貿易・サービス収支の赤字は、横ばいとなっている。7月の貿易収支は、輸出金額が減少し、輸入金額が横ばいとなったため、赤字幅は拡大した。また、サービス収支の赤字幅は、横ばいとなっている。

2 企業活動と雇用情勢

生産は、このところ横ばいとなっている。

輸出は、世界景気の減速等を背景に、弱含んでいる。地域別にみると、アジア向けの輸出は、緩やかに減少している。アメリカ向けの輸出は、このところ横ばいとなっている。EU向けの輸出は、緩やかに減少している。先行きについては、当面、世界景気の減速等の影響が続くことが懸念される。

輸入は、横ばいとなっている。地域別にみると、アジアからの輸入は、横ばいとなっている。アメリカからの輸入は、緩やかに増加している。EUからの輸入は、横ばいとなっている。

先行きについては、当面、横ばい圏内の動きとなることが見込まれる。貿易・サービス収支の赤字は、横ばいとなっている。8月の貿易収支は、輸出金額が増加し、輸入金額が減少したため、赤字幅は縮小した。また、サービス収支の赤字幅は、横ばいとなっている。

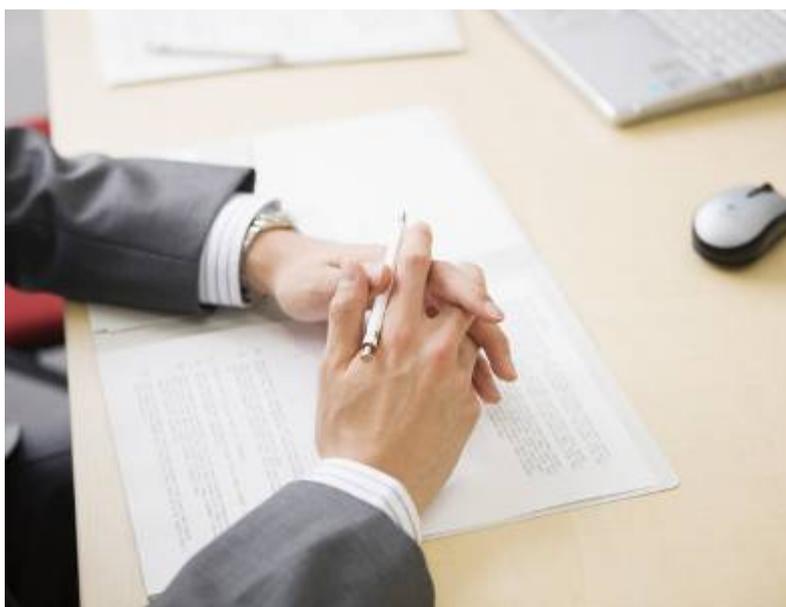
消費者とのトラブルから企業を守る！ 消費者法の理解と 企業における対応策

ポイント

1 規制強化が進む消費者保護法制

2 販売活動を規制する法令

3 商品表示を規制する法令



1 規制強化が進む消費者保護法制

■ 消費生活相談 年間90万件

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、約90万件と依然として高い水準で推移しており、そのうち「取引」に関する相談（解約したいなどの「契約・解約」、商品やサービスの「販売方法」のいずれかが問題となっているもの）が70万件超（全体の約85%）に及び、消費生活相談の大部分を占めています。

相談内容	2008年度		2009年度		2010年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）
取引	835,074	87.9	775,268	86.2	756,336	85.8
安全・品質	110,832	11.7	120,742	13.4	124,197	14.1

（2011年 独立行政法人国民生活センター）

社会が高度に複雑化した現在では、消費者と事業者の間には情報量や交渉力において圧倒的な差異があります。そこで国は、法律の制定や法改正を通じ、消費者の保護を強化してきました。

また、企業が直接消費者に対して商品やサービスを販売・提供する取引を、総じて消費者契約といいます。企業としては、こうしたトラブルや損害賠償責任や行政処分などによる信用失墜を回避するために、消費者取引をめぐる法律とはどのようなものかを理解しておく必要があります。

■ 消費者保護と法改正

(1) 法改正で強化される消費者保護

消費者契約をめぐる取引全般に関わる「消費者法」とは、「消費者問題に対応するための規定を持つ」の法律の総称です。

本レポートでは、この「消費者法」のなかから、近年トラブルが増加している「契約・解約」と「販売方法」に関連する「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法（独占禁止法の特例法）」の3つの法律を中心に、消費者契約をめぐる問題とトラブル回避の留意点を整理しました。上記の主要な3つの法令は、近年改正が行われています。

■近年の主要法令の改正

①消費者契約法

- 平成 18 年改正<平成 19 年6月施行>

改正項目：「消費者団体訴訟制度」導入

- 平成 20 年改正

改正項目：「消費者団体訴訟制度」の対象

⇒ 景品表示法、特定商取引法の適用範囲に拡大

②特定商取引法（特定商取引に関する法律）

- 平成 20 年改正<平成 21 年 12 月施行>

改正項目：指定商品制（指定商品又は指定役務のみに法適用のルール）の廃止

⇒ 原則として、全ての取引に適用

③景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

- 平成 20 年改正

●改正項目：「公正な競争を阻害するおそれ」



「公正な消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」

- *独占取引禁止法の特例法として制定されたため、規制対象については「公正な競争」を主眼とした規定であったが、「消費者保護」に重点を置いた内容に改められた。
- *これと併せ、平成 21 年9月1日より公正取引委員会から消費者庁に全面移管。

これらの法改正は、消費者が適正に、かつ安全に商品やサービスを選択できる環境を整備する趣旨で行われたものです。また、改正に伴い、行政監督庁の権限を強化し、処分内容も厳格化されています。

2 販売活動を規制する法令

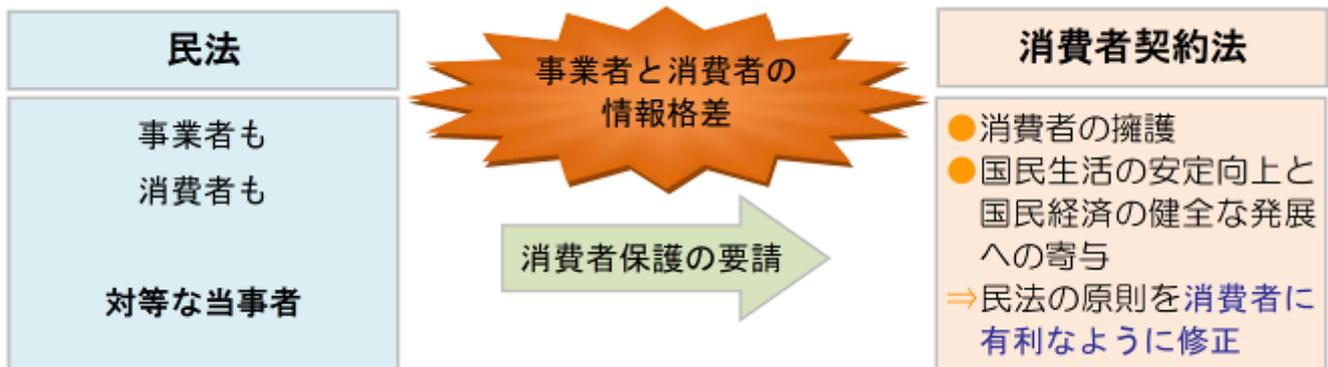
企業が販売活動を行う際には、消費者との間では契約の締結や、営業等の行為は欠くことができません。これらの活動に対して、前章で紹介した消費者法によってさまざまな規制が設けられています。

■ 消費者契約法における禁止行為

消費者契約法は、消費者の擁護を図る目的で平成 12 年に成立した比較的新しい法律です。制定以降、消費者契約法は、消費者契約における基本的な法律として重要な役割を果たしています。

消費者契約法は、労働契約を除くすべての消費者契約を対象とします。主な内容としては、一定の条件のもと消費者契約自体を取り消すことができるとされているほか、消費者の利益を不当に害する契約条項を無効とすることができるかとされています。

そこで、事業者としては、契約を取り消されたり、条項が無効とされたりしないように、消費者契約法に注意を払う必要があります。



(1) 断定的判断の提供禁止

事業者が消費者契約の締結をするにあたり、消費者に対し、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供し、そのために消費者が確実であると誤認をしたために消費者契約が成立したときには、その消費者は契約を取り消すことができます。

逆に、事業者から見れば、消費者から契約を取り消されないように、不確実な事項を断定的に提供してはならないという義務が課されているものといえます。

3 商品表示を規制する法令

商品表示を規制する法律としては、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号））が定められています。

景品表示法は、独占禁止法の特例法として制定されましたが、消費者による商品選択に悪影響を及ぼす不当な表示を規制している点で、消費者法として機能しているといえます。

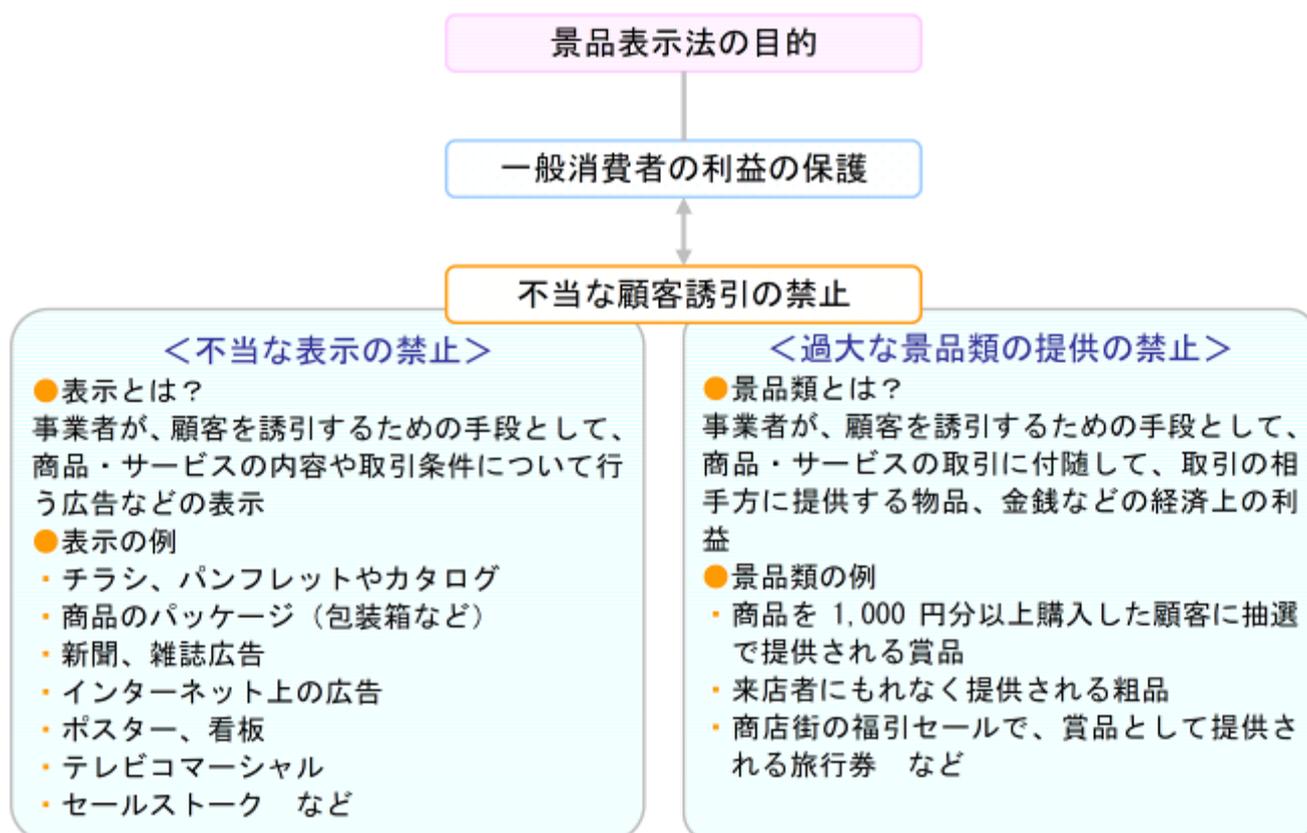
平成 21 年には、所管も公正取引委員会から消費者庁とされています。

■ 景品表示法による規制

実際より良く見せかける表示や、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまうことで、不利益を被るおそれがあります。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守っています。

■ 景品表示法の目的と禁止事項（消費者庁ホームページより）



経営データベース ①

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: メンタルヘルス対策



会社全体で取り組むべきメンタルヘルス対策

会社単位で取り組むメンタルヘルス対策について、詳しく教えてください。



1 従業員の労働状況を把握する

予防対策で最も重要なことは、労働時間の適正化です。メンタルヘルス不全発生の最大要因は、過重労働であるからです。

予防対策で最も重要なことは、労働時間の適正化です。メンタルヘルス不全発生の最大要因は、過重労働であるからです。これが、メンタルヘルス不全を未然に防止するための第一歩となります。

2 社内チラシ、ポスターで情報を発信する

メンタルヘルスに関して、従業員がセルフチェック、セルフケアができるように情報提供をします。

自分の心の健康状態をチェックして、不全状態に陥らないために自分でどのように対処したらよいかを知っておくことは、従業員にとって役に立ちます。

これは、紙での配布や貼り出しでなくても、メールや社内イントラネット上での情報発信でも対応いただくことが可能です。

心の健康

メンタルヘルスケアのポイント

ストレスの感じ方には、個人差があります。ある人にとっては嬉しいことも、他の人にとっては重荷に感じることもあります。また、自分自身では自覚していなくても、体や心に負担がかかっていることがあります。
あなたの心と体の健康状態を点検してみてください。

次のような症状はありませんか？

<input type="checkbox"/> 眠れない	<input type="checkbox"/> 食欲がない	<input type="checkbox"/> だるい
<input type="checkbox"/> 疲れが取れない	<input type="checkbox"/> 憂鬱だ	<input type="checkbox"/> 胃腸の具合が悪い
<input type="checkbox"/> 集中できない	<input type="checkbox"/> 頭が痛い	<input type="checkbox"/> やる気が出ない
<input type="checkbox"/> 首筋や肩がこる	<input type="checkbox"/> イライラする	<input type="checkbox"/> 動悸、息切れがする

12項目のうち3つ以上当てはまる場合、あなたの心は疲れ気味です。休養と気分転換が必要です。心の健康は、働き過ぎ（月 80 時間以上の残業）や仕事上のストレスなどが重なって、損なわれる場合が多いと言われています。

3 社内勉強会を実施する

全従業員向け、管理者向けに社内勉強会を実施することも有効です。従業員向けの勉強会では、自己チェックとセルフケアの方法をテーマにした勉強会が望ましいでしょう。管理者向けの勉強会では、部下のメンタルヘルスケアをどのように行ったらよいかを中心に行うと良いでしょう。

外部講師を招くことができれば理想的ですが、市販されている書籍を題材にして、輪読して、ディスカッションするだけでも十分に効果があるといえます。

4 産業医を活用する

産業医と契約している企業であれば、毎月数万円の料金を支払っているはずで

毎月1回、あるいは2ヶ月に1回程度、来社してもらい、残業時間の多い従業員との面談を行ってもらい、チェックしてもらうという方法もあります。医師との面談によってメンタルヘルス不全の発生を未然に防ぐことができます。

経営データベース ②

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: メンタルヘルス対策



現場単位で取り組むべきメンタルヘルス対策

現場単位で取り組むメンタルヘルス対策について、詳しく教えてください。



仕事は、現場での上司と部下の上下関係を通して行われます。上司は部下のメンタルヘルスをよく知ることができる立場にいるはずで

現場における上司のリーダーシップによるメンタルヘルスケアが、最も重要です。早期発見や発生時の対応策も重要ですが、現場管理職の最も重要な役割は、日々の仕事を通して、未然の防止対策を取ることです。

1 上司は部下の気持ちに配慮する

業績や成果に強い達成意欲を持つ上司ほど、部下の気持ちに対する関心が薄くなりがち傾向にあります。部下の気持ちに配慮して、部下のストレス心因を和らげ、信頼関係を築いていくことが、メンタルヘルスの最も効果のある部分なのです。

そのために有効なスキルが「コーチング」です。コーチングには部下のメンタルヘルス維持に役立つスキルが多く含まれています。コーチングに関する書籍は多く出されていますので、管理職は是非勉強して身に付けてください。

ただし、最も重要なことは、コーチングの基本姿勢である「上司は部下の味方である」という立場をきちんと取るということです。

いくらテクニックを身につけても、基本姿勢ができていなければ、何の役にも立ちません。

2 セルフケアのアドバイスを

うつ病にかかりやすい特性を持つ従業員に対して、ストレスを解消するセルフケアの仕方をアドバイスすることも有効です。

■うつ病にかかりやすい傾向とセルフケア手法

傾 向	セルフケア手法		
危険生活習慣傾向	①認知行動療法	②リラクゼーション	③食事改善
消極傾向	①認知行動療法		
漂流傾向	①目標、価値観の明確化		
焦燥傾向	①リラクゼーション	②時間活用法	
神経質傾向	①認知行動療法	②リラクゼーション	
孤高傾向	①認知行動療法	②コミュニケーションスキル	

※認知行動療法：自己の思考や行動の傾向を認識し、悪い思考傾向、行動パターンに陥りそうな時に、自己軌道修正を図る癖をつけていくこと